

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書

(納税猶予事案用)

税務署
受付印

令和 ____年 ____月 ____日提出

〒

____税務署長

住所 _____

申請者

氏名 _____

(電話番号 _____)

租税特別措置法施行令第40条の6第36項 第40条の7第38項の規定により 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係る
 代替農地等の取得価額の見積額等 都市営農農地等該当見込み等 に関する承認申請をいたします。

※欄は記入しないでください。

| | | | | | |
|------------------------|----------------------------|----------|----------------|----------------|----------------|
| 買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細 | 農地等の所在地 | | | | 計 |
| | 農地等の地目等、面積 | | m ² | m ² | m ² |
| | 贈与を受けた年月日 相続(遺贈)のあった | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| | 贈与の時の価額 相続(遺贈) | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 農業投資価格 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 農業投資価格超過額 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 買取りの申出等の内容 | | | | |
| 譲渡等又は採草放牧地の見込みの明細 | 買取りの申出等の年月日 | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | |
| | 譲渡等の予定年月日 | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | |
| | 譲渡等の対価の見積額 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 取得する農地又は採草放牧地の所在地 | | | | |
| | 農地等の地目、面積 | | m ² | m ² | m ² |
| | 取得予定年月日 | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | |
| 都市営農農地等該当の明細 | 取得対価の見積額 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 都市営農農地等該当予定日 | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | |
| | 都市営農農地等該当見込みの農地又は採草放牧地の所在地 | | | | |
| | 農地等の地目、面積 | | m ² | m ² | m ² |

(注) 農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

| | | | |
|-------|--|------|--|
| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|-------|--|------|--|

| | | | |
|---|-----------|------|-------|
| ※ | 通信日付印の年月日 | (確認) | 整理簿番号 |
| | 年 月 日 | | |

(裏)
記 載 方 法 等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予期限がまだ確定しない間に買取りの申出等があった日から1年以内にその買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地等の譲渡等をし、かつ、代替農地等を取得する見込みであること又は都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更等の告示等があった日から1年以内にその告示等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その買取りの申出等があった日から1か月以内です。

- 1 この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の7第38項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の6第36項」と「贈与税」の文字をそれぞれ横線で抹消するとともに、承認を受けようとする内容に応じ、「代替農地等の取得価額の見積額等」又は「都市営農農地等該当見込み等」欄のうち、いずれか一方を横線で抹消してください。
- 2 「買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、買取りの申出等があった特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - (1) 「農地等の地目等、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
 - (2) 「買取りの申出等の内容」欄及び「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出等があった年月日及び買取りの申出等の態様に応じ、生産緑地法第10条（同法第10条の5の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は第15条第1項の規定による買取りの申出、同法第10条の6第1項の規定による指定の解除、都市計画の決定、都市計画の変更（田園住居地域内にある農地でなくなった場合を除きます。）、旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
なお、買取りの申出等があった特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。
- 3 「譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細」欄と、「都市営農農地等該当の明細」欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込みである農地等又は都市営農農地等に該当する見込みである農地等に関する事項を記載してください。